

★「ヘイトスピーチ解消法」新時代の虎の巻！ あなたのまちの行政に反ヘイト施策を取らせる ために、この通りの答弁（回答）をさせよう！ ～門真市6月議会での戸田質問答弁をご紹介！



2016 年 6 / 1 7 本会議 戸田の一般質問の「ヘイトスピーチ解消法」質問の「準備メモ」と
本番質問・答弁

件名 4 : 「ヘイトスピーチ解消法」成立の意義と門真市の取り組み
について

質問準備メモ（当局にいろいろ調べさせる）

Q 1 : 今般成立した略称「ヘイトスピーチ解消法」について、

- ・国会で成立した日と施行の日、
- ・自公が法案を提案して民進党や共産党などの野党が修正提案して協議した結果、法案は修正されなかったが、厳格な附帯決議を付けて「ほぼ全会一致」で可決したこと
- ・法律の目的や骨子、
- ・法律の特色（理念法である。日本で初めて「外国人に対して監視ではなく保護」の観点を持った法律である。日本で初めて「ヘイトスピーチ問題」を明示した法律である。等）
- ・附帯決議の具体（何項目あって、それぞれどういう文言か）
- ・地方自治体との関係（「地方自治体の責務」との関係など）
- ・そもそもこの法律の制定が国会の課題に上った背景
（ヘイトスピーチ事件の継続的多発、それへの反対運動の拡大、朝鮮学校襲撃事件への「人種差別、人権侵害で有罪」の確定（徳島県教組襲撃事件の高裁判決も）

などの諸点を詳しく説明されたい

Q 2 : 「ヘイトスピーチ解消法」の施行に前後して、ヘイトスピーチ行動に対する重大な変化が、いくつかの地方自治体で起きている。その具体例を挙げられたい。

- ・5/29(日)の福岡市、名古屋市、でのヘイトデモへの警察の対応
- ・愛知県の大村知事は5/30(月)会見で「ヘイト団体には県施設を使わせない」と明言！！これ、都道府県として初の表明だ！
- ・川崎市では、「6/5(日)のヘイトデモ」に対して、市議会全60議員賛同で「ヘイトデモに公園使用許可を出さない要望」を市長に提出！市長はヘイト側に「公園利用許可の取り消し」を通知した！
（「公園利用許可取り消し」は全国自治体で初！）
- ・6/5(日)の川崎市ヘイトデモが数百人のカウンター結集と警察の指導の下で「10m進んだだけで中止に追い込まれた」

必須参考：

- ・戸田通信■緊急！第3号：6/5 川崎ヘイトデモ 10mで中止に追い込んだ件で
http://www.hige-toda.com/_2/todamailtuusin.htm#03
- ・名古屋市長が姿勢転換してヘイトスピーチ条例制定にむけた発言
- ・6/9 に神奈川県知事が「ヘイトスピーチに施設を使わせない強い意志」を表明
- ・・・6/17 本会議での答弁では、6/14(火)までの実例を挙げて下さい。

Q 3 : 「ヘイトスピーチ解消法」施行後の現在でも、「全国 1788 の地方自治体」の中で「住民の安全と尊厳を守る行

政責務」を明示して「反ヘイト人権施策」を打ち出しているのは門真市だけであり、また、ヘイト勢力への施設貸し出しを現実に拒否したのは2013年の山形県と2014年の門真市だけである。

それほど門真市の反ヘイト姿勢は先進的であり、東京弁護士会の冊子（だったけ？）などでも紹介されている程だが、その背景にはヘイト問題担当職員らが資料を読んだり、庁内で職員人権研修を実施したりするなどだけでなく、

各種講演会に参加したり、ヘイトデモとカウンターとの闘いの場に視察に行ったり、ヘイト勢力主催の慰安婦問題展示会の視察に行ったりなど、いろいろな自己研鑽を行なって視野を広げた努力があったようである。

私費私用での参加も含めて、どういう研鑽、現場体験を重ねてきたかを紹介して下さい。

（参加イベントの具体名や日取りは略して） （他の自治体職員の参考になる事なので）

Q4：現在、「ヘイトスピーチへの対応」を謳った条例を持つのは大阪市のみであり、「ヘイトスピーチ解消法」施行後は、「大阪市のヘイトスピーチ条例をみならって条例を制定しよう」、という動きがヘイトスピーチ抑止に先進的な意識を持つ自治体で持たれているが、

この「大阪市のヘイトスピーチ条例」は、重大な欠陥があり、このような条例を制定するよりは、門真市の現在の行政措置の方があるかにヘイトスピーチ行動の抑止に有効である、という考えもあるが、それはどういう事を指しているのか？

（他市の直接的批判はしにくいだろうから、第三者的に「批判論の紹介」をしてもらおうと思う）

Q5：「ヘイトスピーチ解消法」とその附帯決議に関して、「門真市の責務」も含めて、市としては全庁の職員（施設管理の民間団体職員も含めて）詳しい説明や研修をして周知と認識共有を図っていかねばならないはずだが、どうか？

ー2：それは具体的にはどのように進めていくのか？

ー3：市の顧問弁護士に対しても、「ヘイトスピーチ解消法」とその附帯決議に関して「門真市の責務」も含めて周知と認識共有を図っていかねばならないはずだが、どうか？

ー4：それは具体的にはどのように進めていくのか？

Q6：「ヘイトスピーチ解消法時代」に入った現在、

「大阪市のような審議会丸投げで使用禁止が出来ない条例ではない、より実効的な条例」

の制定に向けて、門真市として検討をしていくべきだと思うが、どうか？

ー2：「自前での条例案作成」が難しいとしても、そのような先進的条例について、専門の研究者がひな形を発表したり、他の自治体で制定の動きを始めた場合は、それを積極的に調査研究すべきと思うが、どうか？

Q7：門真市はかつて、2014年2月に私が主催した「2/21（金）門真市の反ザイトク施策研修会」正式名称「自治体行政におけるヘイトスピーチ勢力への規制～門真市における対ザイトク先進施策の説明会」に対して市役所内会議室を提供し、職員数名の業務参加も行なった事で、ザイトク＝ヘイトスピーチ問題について見識を深め、社会的評価を高めた実例がある。

そして「ヘイトスピーチ解消法」時代に入って「自治体の責務」が明文的に問われるようになって現在、私が「ヘイトスピーチ解消法」と附帯決議について、その作成に密着した人からの解説講演と、「大阪市条例型」ではない、より先進的な「ヘイトスピーチ禁止条例」のひな形の解説をしてもらい、各地からの報告も受けて交流するための

「8/26 ヘイトスピーチ解消法と自治体の責務を考える講演研修会」を、8/26(金)の午後2時から5時まで、ルミエールホール3階研修室で行なう事にして会場を押さえ講師の準備も進め始めている。

この曜日と時間帯と場所の設定は、門真市の職員が業務として参加しやすいように設定したものであり、この講演集会の内容は全国で最も先進的で、反ヘイトの各方面および全国の自治体行政や議員が大きな関心を持って注目する課題である。

反ヘイト人権施策の先進都市である門真市としては、当然この「8/26 ヘイトスピーチ解消法と自治体の責務を考える講演研修会」にヘイト問題に関わる職員数名を業務参加させて市としての見識を深め、反ヘイトの研究者や行政職員、議員、市民達と意見情報の交換を図るべきだと思うので、職員参加する旨を明言して市としての反ヘイト施策前進の姿勢を示してもらいたい。

※ 「議会質問」は、「分からない事を聞く」ことではなく、行政当局に認識を深めさせたり、施策を改善させたり、実行約束をさせたりするための、「追及行動」であり、職員・議員・市民への啓発を兼ねる場合もあります。
いったん「議会答弁」された事は、「市の正式見解であり、議員と市民に対する実行約束」となります。

※ 従って、議会本番以前に、追及議員と当局者との「すり合わせ協議」と言う名の「攻めぎ合い」があり、それぞれに質問メモや答弁案を出し合って攻防します。

※ 議会本番での質問・答弁は、(ほとんどの場合は)既に完成させ、お互いに了解した原稿の読み合いですが、それは「永久保存する正式の公開記録として議事録に刻む」事に、大きな意義があるのです。

「質問準備メモ」を出した後、戸田と当局のいろんなやり取りが重ねられ、戸田からは「こういう答弁をすべし」という要求が出され、そういう協議で合意した結果が、以下のような「本番での質問と答弁」になります。

↓↓↓

戸田の質問本番の原稿（制限時間の関係で減った部分もある）

13番、無所属・「革命21」の戸田です。答弁は全て西暦併記で願います。

去る6月7日に急逝された園部市長に弔意を表しつつ、質問を行ないます。答弁は全て西暦併記で願います。

Q1：今般成立した、略称「ヘイトスピーチ解消法」について、既に渡してある詳細な質問事項に沿って詳しく回答されたい。

Q2：「ヘイトスピーチ解消法」の施行に前後して、ヘイトスピーチ行動に対する重大な変化が、いくつかの地方自治体で起こっている。その具体例を、出来るだけ詳細に挙げられたい。

Q3：「ヘイトスピーチ」は「差別煽動による人権侵害行為」であり、被害者の自殺や殺害までも引き起こす危険な行為であるにも拘わらず、
そして「差別して人を傷つける宣伝行為」や「殺人を煽動する宣伝行為」は「表現」の問題以前の、全く別次元の問題であるにも拘わらず、
日本において「ヘイトスピーチ」問題が「表現の自由」の範疇での問題であるかのような誤解・無理解が、いまだに横行しているのは、
「ヘイトスピーチ」という英語を「憎悪表現」と単純直訳してきたからである。

・・・1分01秒・・・累計 11分02秒・・・残り8分58秒

日本社会において、「スピーチ」という言葉で連想されるのは、「結婚式のスピーチ」とか、「政治家のスピーチ」、「スピーチコンテスト」などを典型とした、「悪意や人権侵害、差別煽動」などを全く連想させない、「お話や演説という意味での英単語」であり、

英語本来に含まれる意味範囲に比べるとかなり狭い範囲のものでしかない。

また、日本語の「憎悪」という言葉は、個人的な「怨み」「怨恨」「憎しみ」を連想させるだけで、「差別感情を土台とした排斥や憎しみの感情」という意味合いはほとんど感じられない。

ところで、「ヘイトスピーチ」という言葉や概念に対して、市が「ヘイトスピーチ（差別煽動行為）」という形で記述する事には、何ら不都合が無いはずだが、どうか？

門真市においては、事の本質をきちんと啓発していくために、

「ヘイトスピーチ」は（カッコ：差別煽動行為）、もしくは（カッコ：差別憎悪煽動）と併記して表現すべきだと思うが、どうか？

・・・1分02秒・・・累計 12分03秒・・・残り7分57秒

Q4：「ヘイトスピーチ解消法」施行後の現在でも、「全国1788の地方自治体」の中で、

ヘイト勢力への施設貸し出しを現実に拒否したのは2013年の山形県と2014年の門真市と、法律成立後の川崎市だけであり、

さらに、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を明示して「反ヘイト人権施策」を打ち出しているのは、門真市だけである。

それほど門真市の反ヘイト姿勢は先進的であり、東京弁護士会の冊子などでも紹介されている程だが、

その背景にはヘイト問題担当職員らが資料を読んだり、庁内で職員人権研修を実施したりするなどだけでなく、各種講演会に参加したり、ヘイトデモとカウンターとの闘いの場に視察に行ったり、ヘイト勢力主催の慰安婦問題展示会の視察に行ったりなど、いろいろな自己研鑽を行なって視野を広げた努力があったようである。

自腹での休日参加も含めて、どういう研鑽、現場体験を重ねて、どういう印象を受けたか、について紹介して下さい。

- Q 5：現在、「ヘイトスピーチへの対応」を謳った条例を持つのは大阪市のみであり、「ヘイトスピーチ解消法」施行後は、「大阪市のヘイトスピーチ条例をみならって条例を制定しよう」、という動きが、ヘイトスピーチ抑止に先進的な意識を持つ自治体で持たれているが、この「大阪市のヘイトスピーチ条例」は、重大な欠陥があり、このような条例を制定するよりは、門真市の現在の行政措置の方が、はるかにヘイトスピーチ行動の抑止に有効である、という考えもあるが、それはどういう事を指しているのか？

・・・ 1分47秒・・・累計 13分50秒・・・残り6分10秒

- Q 6：「ヘイトスピーチ解消法」とその附帯決議に関して、「門真市の責務」も含めて、市としては施設管理の民間職員も含めて、全庁の職員に詳しい説明や研修をして周知と認識共有を図っていかねばならないはずだが、どうか？

具体的な進め方、市の顧問弁護士への対応も含めて回答されたい

- Q 7：「ヘイトスピーチ解消法時代」に入った現在、「大阪市のような、審議会丸投げで使用禁止が出来ない条例ではない、より実効的な条例」の制定に向けて、門真市として検討をしていくべきだと思うが、どうか？
- 「自前での条例案作成」が難しいとしても、そのような先進的条例について、専門の研究者がひな形を発表したり、他の自治体で制定の動きを始めたたりした場合は、それを積極的に調査研究すべきと思うが、どうか？

・・・ 0分54秒・・・累計 14分44秒・・・残り5分16秒

- Q 8：門真市はかつて、2014年2月に私が主催した「自治体行政におけるヘイトスピーチ勢力への規制～門真市における対ザイトク先進施策の説明会」に対して市役所内会議室を提供し、職員数名の業務参加も行なった事で、ザイトク＝ヘイトスピーチ問題について見識を深め、社会的評価を高めた。

そして「ヘイトスピーチ解消法」成立で「自治体の責務」が明文的に問われるようになった現在、私は「ヘイトスピーチ解消法」と附帯決議について、その作成に密着した人からの解説講演と、「大阪市型ではない、より先進的な「ヘイトスピーチ禁止条例」のひな形の解説をしてもらい、各地からの報告も受けて交流するための

「8/26 ヘイトスピーチ解消法と自治体の責務を考える講演研修会」を、8月26日金曜日の午後2時から5時まで、ルミエールホール3階研修室で行なう事にして、会場を押さえ講師の準備も進め始めている。

反ヘイト人権施策の先進都市である門真市としては、当然この「8/26 講演研修会」に、ヘイト問題に関わる職員数名を業務参加させて、市としての見識を深め、反ヘイトの研究者や各地の行政職員や議員、市民達と意見情報の交換を図るべきだと思うので、職員参加する旨を明言して市としての反ヘイト施策前進の姿勢を示してもらいたい

・・・ 1分40秒・・・累計 16分24秒・・・残り3分36秒

門真市当局の答弁（これほど詳しく踏み込んだ答弁をしたのは門真市だけ！）

◎内田勇 市民生活部長

戸田議員御質問のうち、ヘイトスピーチ解消法成立の意義と門真市の取り組みについて、私より御答弁申し上げます。

まず、今般成立した略称ヘイトスピーチ解消法の成立日と施行日についてであります。

2016（平成28）年5月24日、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案、いわゆるヘイトスピーチ解消法案が、衆議院本会議において大多数の賛成により可決成立し、6月3日に施行されております。

次に、同法案は、自民党・公明党が参議院に提出し、野党の求めに応じて、差別的言動の定義が変更されるとともに、附則に検討条項を加える修正が加えられた後、衆議院に送付、ほぼ全会一致で可決されております。

なお、参議院及び衆議院の両法務委員会において附帯決議がされております。

同法の目的につきましては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することと規定されております。

法律の特色につきましては、同法は、禁止規定や罰則を設けない理念法であるとともに、我が国初のヘイトスピーチに関する法であり、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための内容であるという特徴があります。

附帯決議につきましては、参議院では3項目、衆議院では4項目付されております。

具体的には、

「法の定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、法の趣旨等に鑑み、適切に対処すること」、

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともにその解消に向けた取り組みに関する施策を着実に実施すること」、「インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、または誘発する行為の解消に向けた取り組みに関する施策を実施すること」、

という趣旨の3項目が両議院において付され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取り扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うことが衆議院において付されております。

地方自治体との関係性につきましては、

法は第4条で地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めること」、

第5条には相談体制の整備、第6条には教育の充実、第7条には啓発活動など、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取り組みに関する施策を実施することを規定しております。

法成立の要因となった社会的背景につきましては、2008（平成20）年ごろから、ヘイトスピーチを伴うデモ等が行われたと聞き及んでおり、その後、このようなデモが全国各地で公然と行われ、その様子が報道で取り上げられるようになる一方、ヘイトスピーチに反対する抗議活動が各地で活発に行われるなど、社会問題化するようになりました。

また、2009（平成21）年に発生した京都朝鮮第一初級学校前での街宣活動をめぐる民事訴訟が、2010（平成22）年に提起され、2013（平成25）年の一審において、国連の人種差別撤廃条約を根拠に人種差別であると指摘、2014（平成26）年大阪高裁では一審判決を支持し、控訴を棄却、最高裁においても上告を棄却した事案や、

2010（平成22）年に発生した徳島県教職員組合での威力業務妨害罪などに問われた事件は、2013（平成25）年に民事訴訟が提起され、2016（平成28）年の控訴審においては、被告らの行為を人種差別的思想のあらわれと認定される事案など、ヘイトスピーチに対して司法判断が下されるようになりました。

このようにヘイトスピーチを許さないとする機運が醸成され、早期の法整備を要望する意見書を採択する地方議会がふえたことなどもあり、法成立に至ったものであります。

次に、法施行に前後して、地方自治体で起こっている重大な変化の具体例についてであります。

報道によりますと、

まずは、5月29日、名古屋市において行われたヘイトデモの際、これまでデモに抗議する市民などに向いていた警察官が、デモ隊のほうを向いて警備するように変化した事例がございます。

続いて、5月30日、愛知県知事が定例会見の中で、ヘイトスピーチを行う団体について、県施設の使用について

申請があれば許可しない方針を都道府県として初めて示した事例があります。

このほか、川崎市では

ヘイトデモのため、川崎区内公園に対する公園内行為許可申請があったことに対し、市議会が川崎市におけるヘイトスピーチへの断固たる措置を求める要望書を提出、市は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の成立を受け、過去において、成立した法で定める言動等を行ってきた事実を鑑み、不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守るという観点からとして、市都市公園条例に基づき同申請を不許可にした事例があります。

この件については、横浜地裁川崎支部が6月2日、人格権の侵害で、集会や表現の自由の範囲外として一定範囲のデモ禁止を命じる仮処分を決定しておりましたが、6月5日、仮処分の範囲外の公園を集合場所にし、ヘイトデモが実施されたことで、警察官が多数出動したほか、市職員も現場に入り状況確認を行い、法務省職員が法施行の周知活動を行うなどの動きがあったと報道されております。

なお、当該デモは、反対する市民と警察官の説得にデモ主催者が応じ、10mほど進んだところで中止となっております。

また、6月9日には神奈川県知事が、県議会本会議で県議の一般質問に対し、民族差別を助長するヘイトスピーチを繰り返す団体などに対し、県の施設では、ヘイトスピーチを絶対に行わせないという強い意志をもって対応すると答えております。

次に、市がヘイトスピーチ（差別扇動行為）という形で記述することについてであります。

差別扇動行為という言葉は、独自の造語であることから、市民の皆様にとって、なじみの薄い表現であるとは考えますが、お示しのように記述しても不都合はなく、国が別途、意識を示すようなことがあるまでは、市独自の意識として表現することは可能と考えております。

（差別扇動行為）もしくは（差別憎悪扇動）と併記して表現することにつきましては、

法第2条によりますと、本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。」と定義されていること、

また、ヘイトスピーチの英語の直訳的な意味について、憎悪表現であるが、一般的な悪口はヘイトスピーチには当たらず、対象への明確な差別的な意図に基づく暴言や差別的行為を扇動する言動を指すと解説しているものもあるなどのことから、差別扇動行為もしくは差別憎悪扇動と併記して表現することも可能かと考えます。

次に、ヘイト問題に関し、職員がどのような研さん、現場体験を重ねて、どういう印象を受けたかについてであります。

2012（平成24）年ごろより有識者による講演会、人権団体による研修会、市民団体が主催する展示会の視察を行ったほか、府内他市でデモが実施された際、職員が現場を訪れ現状の確認を行い、改めて恐怖を覚えたとの印象を述べております。

次に、大阪市のヘイトスピーチ条例への指摘等についてであります。

条例ではヘイトスピーチに対する対処として、ヘイトスピーチを行った者の氏名または名称を大阪市ホームページ等に公表するとしていますが、一般論としては抑止効果が期待できるものの、ヘイトスピーチを行ってきた一部の団体には差別的行為を助長させる可能性があり、氏名等の公表がいかなる効果を有するかは運用次第であるという意見もあります。

また、これまでの事例を踏まえ、公共施設をヘイト団体に利用させることの可否が議論されてきたにもかかわらず、本条例はその議論を踏まえていないといった指摘があります。

このほか、条例制定の基礎となった答申においてヘイトスピーチが行われることが想定されることだけをもって、事前に公の施設の利用を拒否することは極めて困難であると考えられると示されたことに対しても、ヘイト団体がインターネット上でヘイト集会を告知する、あるいは、メディア上で話題となるなどした時点で、公然とヘイトが行われ、被害、法益侵害が生じているとの見解も示されています。

次に、職員に対するヘイトスピーチ解消法の研修などについてであります。

議員御指摘のとおり、職員に対し、法の内容周知及び認識の共有を図っていく必要があると考えております。

具体的には、今後、法の解釈について専門家などにより議論されていくと考えております。このような議論を注視し、適宜、庁内関係各課への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、顧問弁護士に対しましても、人権問題やヘイトに関する相談、報告を行う際など機会を捉えて情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、より実効的な条例の制定の検討についてであります。

法が成立したことにより、今後、法の解釈や条例案について専門家などにより議論が深められていくと考えております。このような議論や他自治体の動向を注視し、まずは情報収集を初め、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、先進的条例の調査研究についてであります。

御指摘のように、他自治体で条例制定など動きがある場合は、その内容を随時把握し、理解を深めてまいります。

次に、議員主催の研修についてであります。

社会情勢を踏まえ、さまざまな情報を収集することは、業務を遂行する上で非常に重要なことと考えております。議員主催の研修会につきましても、同様の趣旨から貴重な情報収集の一環と考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○土山重樹 議長 戸田久和議員。

◆ 13番（戸田久和議員） ありがとうございます。あと2分、3分ほどあります。

最後に指摘や意見を述べます。

門真市が反ヘイト人権施策において、全国最高レベルにあることは、最初の質問で取り上げた公営住宅建てかえへの全国最高レベルの姿勢と同時に、私が提起したことではありますが、園部市長がそれを受け入れて政策化する度量と見識を持った人であったからこそ、実行されてきたものであります。

思えば、私が園部市長と最後に面談した5月18日に、提起したのは、ヘイトスピーチ解消法成立可能性が高まった状況を踏まえて、6月議会で質問をするので、先進的な条例制定の方向性を示してほしい、ということであり、また、次期市長には反ヘイトで情熱を持って庁内で奮闘してきた川本前副市長が、私としては一番望ましいと思うが、どうか、ということも市長に尋ねました。

園部市長は反ヘイト施策の前進に理解を示すとともに、市長選に関しては、私も川本さんにぜひ後継者として、次の市長になってほしいと思っている、私としては勝手連の形で川本さんを応援していくつもりだ、と明言されました。

それが、私が園部市長と最後に面談したときの、重要点であります。

声はかすれているものの、目には強い力があり、まさかそのわずか二十日後に亡くなられるとは、夢にも思いませんでした。

その川本さんが園部市政の後継者として市長選に出馬することを表明されたと、本日朝刊で知り、反ヘイト先進施策を進める私としては非常にうれしい限りであります。

片や、これまで一度たりともヘイトスピーチに反対する言動をしたことがないどころか、門真市出身の凶悪なヘイト犯罪者の荒巻靖彦と仲よし関係にあったことが、荒巻自身がアップした動画証拠で示されている、維新の宮本一孝氏が園部市長の死亡早々に、市長選出馬を表明しておりますが、こんな人物が門真市長になるなどは、絶対にあってはならないことであります。

維新に決して尻尾を振らず、門真市の存続発展と先進的人権施策を進めてきた園部市長の意志を継承し、反維新共同の力で川本新市長を誕生させる決意を表明して、私の意見を終了いたします。

御清聴ありがとうございました。

○土山重樹 議長 先ほどの戸田議員の一般質問については、後刻速記録を調査の上措置いたしますので、御了承願います。

これで、戸田久和議員の質問を終わります。 以上で、市政に対する一般質問を終わります。